

平成30年9月5日

「中国独立系石油精製会社の事業戦略調査」の公募について

石油コンビナート高度統合運営技術研究組合

石油コンビナート高度統合運営技術研究組合では、平成30年度石油コンビナートにおける競争力強化に関する分析調査の一環として、調査の公募を実施いたします。

つきましては、請負を希望される方は、下記に基づき応募してください。

記

1. 調査名

「中国独立系石油精製会社の事業戦略調査」

2. 調査内容

調査内容は別紙-1を参照ください。なお、詳細につきましては公募説明会を開催して、その席で説明します。

3. 応募資格

応募する方は、別紙-2の条件を満たす必要があり、別紙-3の公募参加資格確認証を提出していただきます。

4. 公募説明会

- (1) 開催日時：平成30年9月10日（月）13時30分～
- (2) 開催場所：東京都港区西新橋2丁目7番4号 CJビル 5階
石油コンビナート高度統合運営技術研究組合 会議室
- (3) 参加申込：公募説明会に参加を希望される方は、氏名、所属、連絡先(電話番号、メールアドレス)を必ず明記の上、次の申込先まで電子メールまたはFAXにてご連絡願います。
 - ①受付期間：平成30年9月5日（水）～9月10日（月）12時
 - ②申込先：石油コンビナート高度統合運営技術研究組合 技術部（担当：板垣）
E-mail：itagaki@ring.or.jp FAX：03-6550-8712

5. 提出書類および提出期限

- (1) 提出書類：提案書
- (2) 提出期限：平成30年9月19日（水）16時必着
- (3) 提出先：石油コンビナート高度統合運営技術研究組合

6. 応募条件

次の事項を満たすこととします。

- (1) 要求仕様を満足していること
- (2) 提出書類に不備が無いこと
- (3) 提出期限までに応募すること
- (4) 公募説明会に出席すること

7. 選定方法

応募者の提案書の内容について、当組合にて評価を行い、発注先を決定します。
なお、選定結果については、速やかに応募者へ電子メールで連絡します。

8. その他

- (1) 本件に関する照会および質問の受付は、公募説明会の場に限定させていただきます。
なお、選定結果に関する問い合わせには応じられません。
- (2) 提出された提案書等は、本調査の選定に関する審査以外に使用しません。
また、提出された提案書等は返却致しませんのでご了承ください。

以上

1. 調査名

中国独立系石油精製会社の事業戦略調査

2. 目的

世界経済は、保護主義的な傾向や英国の欧州連合（EU）離脱等で、先行き不透明感があり、景気減速懸念によりグローバル競争は激しさを増すと予測される。2030年代の後半になると世界の石油需要がピークを迎える予測もあるものの、アジアでの需要増加により、石油製品がアジアに流入する構図となっている。

更に、米国シェールガス由来の安価なエタンを欧州に輸出する動きに加え、米国石化プラントの本格稼働にともない、近々ポリエチレン等のアジア流入が始まると見込まれる。2022年以降はシェール第二波と呼ばれる一連の石化計画も控えるなど、輸出市場に向けて米国が石油化学で存在感を高め、アジアの石化産業への影響は必至である。

また、中国は、大気汚染対策として石炭から天然ガスへのエネルギー転換を進めるとともに、第13次5カ年計画の重要技術の一つとして大規模の石炭化学プロジェクトを進行させている。山東省の独立系製油所では、石精・石化一体化による石化製品生産の動きも見込まれ、今後、中国市場から押し出された製品がアジア市況を乱す可能性が危惧されている。

一方、日本の石油製品需要は、燃費改善や他エネルギーへの燃料転換といった構造的要因に伴って今後も減少が継続し、2030年にはさらに約2割減少する見通しである（重油減少は石油火力発電廃止やIMOによる船舶燃料への環境規制の影響、ガソリンはEV・PHVの普及等により需要減少のペースが加速）。また、現在、高稼働である我が国のエチレン設備は、米国からの石化製品流入に加え、中国や韓国などアジアの近隣諸国でも石化設備の新增設が多く計画されており、オレフィン需給悪化等による輸出の競争優位に懸念が見込まれる。

韓国、台湾、インドなどアジア各国の大規模な輸出型製油所や石化工場からの製品の輸出圧力に抗していくためには、国際競争力強化の観点から、国内製油所の生産性向上に向けた設備投資、企業間連携による既存設備の有効活用、更にはIoT活用等が必要であり、石油・石化工場の集積したコンビナートの果たす役割は大きい。事業再編、企業統合などを進めてきた石油産業を中心として、今後、競争力ある設備の活用と輸出、石化シフト、資本の壁を越えた製油所間連携、石油化学との連携を迅速に進めていくことが喫緊の課題である。

日本国内の石油コンビナートに影響を与える海外の環境変化の影響を検討する一環として、再編の進む中国独立系石油精製会社における事業戦略とアジア市場への影響と対応について調査するものである。

3. 調査内容

本調査を進めるにあたっての実施項目は、以下のとおりとする。

中国中央政府による7大石化産業基地振興指定から外れ、存亡の危機感を持つ山東省の独立系石油精製業者の実態と、生き残りをかけた石油化学事業への展開、コンソーシアム設立等の事業戦略を調査し、予測されるアジア市場への影響を整理し、我が国が対応しておくべき課題を検討する。

- (1) 中国石油・石油化学事業の進展と実情
- (2) 中央政府の国営石油会社、独立系石油精製業者に対する政策
- (3) 中国独立系製油所の現状
- (4) 中国独立系精製業者の生き残り戦略と日本への影響
- (5) 我が国石油コンビナートの国際競争力強化に向けた提言

4. 期間

契約締結日から平成31年1月18日まで

5. 報告書

提出期限：平成31年1月18日

提出物：印刷物および電子媒体

以上

公募参加条件

石油コンビナート高度統合運営技術研究組合

以下の各号に該当しない者（代理人、支配人その他の使用人として使用した者を含む）であること。

- (1) 当該各取引に関する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 当組合事業に関して、以下の事実があった後２年を経過していない者
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (3) 政府関係機関、地方公共団体及びこれに準ずる機関等から補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の処分を受けている期間中である者

以下の各号に該当しない状況であること。

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以下の各号の全てを満たすものであること。

- (1) 石精・石化インテグレーションに関する調査実績があること
- (2) 本調査を遂行できる民間事業者、団体であること
- (3) 調査を行う上で必要とする措置を適切に遂行する体制を持っていること
- (4) 調査を円滑に遂行するために必要な経営基盤、技術基盤を有し、且つ、資金等について十分な管理能力を有していること

以上

別紙－3

石油コンビナート高度統合運営技術研究組合

理事長 野呂 隆 殿

公募参加資格確認証

住所

名称

代表者名

印

「中国独立系石油精製会社の事業戦略調査」の公募参加にあたり、下記の各公募条件を満たしていることを証します。

記

1. 以下の各号に該当しない者（代理人、支配人その他の使用人として使用した者を含む）であること。
 - (1) 当該各取引に関する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 当組合事業に関して、以下の事実があった後2年を経過していない者
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (3) 政府関係機関、地方公共団体及びこれに準ずる機関等から補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の処分を受けている期間中である者
2. 以下の各号に該当しない状況であること
 - (1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 以下の各号の全てを満たすものであること。

- (1) 石精・石化インテグレーションに関する調査実績があること
- (2) 本調査を遂行できる民間事業者、団体であること
- (3) 調査を行う上で必要とする措置を適切に遂行する体制を持っていること
- (4) 調査を円滑に遂行するために必要な経営基盤、技術基盤を有し、且つ、資金等について十分な管理能力を有していること

以上